

令和 8 年度
事業計画（案）

社会福祉法人 白老宏友会
生活介護事業所 みらいえ
（生活介護事業）

【目 次】

1 ……	はじめに	1 ページ
2 ……	運営基本方針	2 ページ
3 ……	支援方針	2 ページ
4 ……	活動概要	2 ページ
5 ……	相談支援	10 ページ
6 ……	避難・防犯訓練の実施	10 ページ
7 ……	虐待防止の取り組み	10 ページ
8 ……	苦情解決に向けて	10 ページ
9 ……	送迎サービス	10 ページ
10 ……	研修及びスキルアップ	10 ページ
11 ……	個別支援計画	11 ページ
12 ……	管理業務	11 ページ
13 ……	実習受入	12 ページ
14 ……	その他	12 ページ
15 ……	年間行事計画	13 ページ

1、はじめに

2021 年後半ごろから始まった物価高騰は 2026 年に入ってもなお続いており、先々の物価見通しも、読みにくくなっている現状で、これだけに留まらず最低賃金の上昇、少子高齢化、人材不足、災害対策等、課題が山積しており、そうした課題と向き合いながら持続可能な施設運営を目指す必要がある。これからの福祉施設は単に施設サービスを提供するだけでなく、地域全体をつなぐ「共生の拠点」へと進化していくことが求められ、地域と地域住民と互いに支え合う「地域共生」の仕組みづくりを加速させなければならない。白老町や、他法人、多業種等との連携、人材や、知識等、地域との連携を強化し、限られた資源でも質の高いサービスを維持すべく広い柔軟な視点をもつことが必要不可欠である。

白老町の人口統計では 2050 年までに現在 14,000 人の人口が 7,000 人に半減することがデータで示されており、この数字から想像できるように、着実に人口減少に向かう中、当法人が 25 年後にどのような形を目指すべきか今から準備を進めていかなければならない。老朽化に伴う建替え計画については、白老町の情勢や、災害対策も視野に入れたうえで、人口減少も見越してコンパクトな施設運営を視野に入れ、白老町との連携を図りつつ、構想を見出していきたいと考えている。その為、中期計画として現状の事業体系を見直しながら、法人内事業所間の連携も強化しつつ、将来のあるべき形について、適宜協議を進めていく。

また、将来のあるべき地域福祉の形を見出すため、白老町介護保険・障がい者支援事業者連絡協議会を通じて、官民共同の先進地視察研修を実施し、障がい、高齢者、児童、学生、多業種等、地域と共に「ごちゃまぜ」をキーワードに、分け隔てない福祉の形を実践している施設を視察し、向かうべき方向性としての新しい視点を共有することができたことや、全国各地で行われている、先駆的な取り組みについて引き続き情報収集を進め、白老の福祉モデルの参考にしていく。石川県佛子園の福祉事業においては先進的な取り組みを行う、実践材料として、法人内で今後運営を担う職員にも、適宜視察研修を実施し、直接肌で感じてもらうことで、情報共有していく。

深刻な人材不足が進む一方、特定技能（1 号）の採用を年々加速させ、R4 年に 2 名の採用から始め、現在 11 名まで採用を拡張させたが、当初は育成スキームが確立しない手探り状態で取り組んできたが、在留資格 5 年の限られた期間で、言語習得、介護技術習得、障害者支援力、介護福祉士国家資格取得までの道のりは決して余裕ない事を痛感しており、単純な有期限の労働力としてではなく、介護福祉士を取得させ特定技能（2 号）に移行し、一人区のマンパワーとて、育成する学習メソッドを確立させていきたい。持続可能な施設運営には外国人の採用は必要不可欠であるが、2019 年から開始した特定技能外国人の制度設計も改善すべく点も多く、特に「介護分野」については条件が厳しく、社会情勢を鑑み適宜軌道修正される傾向はあるものの現行のルールでは 5 年以上在留する為には、「介護福祉士」の取得が条件であるが、全国的にまだ実績は少ない。その為、採用後、日本語教育や、業務の習得、介護福祉士取得の学業を含むと 5 年は決して長くない為、入職と同時に 5 年後を意識したスケジュール管理を強化していく。外国人だけではなく、日本人の採用や、育成も並行して行う必要も必然であるため、人材確保と育成は、今後も常に意識して対応していかなければならない。急速に変化していく地域情勢を見極めながら安定した施設運営を行う。

2, 運営基本方針

事業者（事業所を運営する者。以下同じ。）は指定生活介護の実施に当たって、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供し、その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

事業者は、指定生活介護事業等の実施に当たって、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨として、市町村、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他の関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3, 支援方針

1. 利用者、家族の思いを大切にした支援。
2. 利用者個々の歩みや人格を大切にした支援。
3. 小さな変化や声無き声を感じとり、豊かな未来へつながる支援。

4, 活動概要

【多彩な活動内容の構築】

利用者ニーズの範囲を広げるべく、個々の個性、独創性、積極性・見出していくため、多彩な活動内容を構築、選択し、意欲的に参加できるよう支援する。

1) 各班の活動概要

みらいえ事業計画の骨子に付随し、支援の質向上および職員育成を目的として、事業計画の重点事項について担当の方針を導入する。各班職員は、担当をする部署の活動を示し、より具体的に改善活動に取り組む。担当制は、単なる業務分担ではなく、課題発見力の向上、支援の言語化能力の向上、チーム内の情報共有・発信の促進、職員の育成を目的とする。

□A 療育班

重度障害のある利用者が地域生活を継続できるよう、安心して過ごせる日中活動の場を提供する。作業能力の向上のみを目的とするのではなく、障害特性に配慮し、生活の安定、心身機能の維持、安心できる人間関係の構築、本人らしい暮らしを確保する。また、利用者の尊厳を守り、本人の意思に基づく生活を支援するため、意思決定支援を基本とする。活動の選択や参加の有無に関して、言語による意思表示が難しい場合でも表情、行動、反応等を含めた多様な表現を意思として受け止め、支援に反映する。職員の共通理解として、本人の意思は常に存在するものであるとし、小さな選択の積み重ねを重視するほか、利用者が様々な生活場面で経験を積むことができるよう選択肢を持った活動の提供に努める。

活動内容

・創作・表現活動

創作活動、音楽活動、季節行事等を通じて情緒の安定と表現の機会を設ける。

・アート活動

制作作品をアート展等への出展を目標とする。

・ゲーム、レクレーション

制作活動を兼ねた手作りのレクや感覚遊び、タブレットを使用した活動を実施。

・社会参加

個別外出等の外出訓練の実施（社会見学、買い物、散歩等）

・リラクゼーション

スクイーズボールやクッション等の感覚素材、スヌーズレンを用意し、感覚支援を取り入れ気持ちの安定を図る。

・生活機能維持訓練

食事、整容、移動、コミュニケーション等日常生活の維持向上を支援する。

・食活動の楽しみ（収穫祭、菓子作り）

・音楽活動 ハンドベルや自作の楽器などで感性を引き出す。

・自立課題 安心をして選択できる活動として自立課題を増やす。

□週間スケジュール（案）

	月	火	水	木	金	土
午前	整容チェック 自立課題	創作活動 自立課題	アート活動 自立課題	創作活動 自立課題	レクレーション	自立課題 環境整備
午後	身体活動	音楽活動	ICT 活動	身体活動	リラクゼーション	余暇活動 個別活動

*スケジュールに記載はないが、屋外活動を取り入れる

□A 作業班（生産活動）

利用者の活動能力を考慮し、日中活動の充実を図り、生活の質の向上および社会参加の促進を目的とする。自己表現機会の確保や社会参加として、アート活動を実施し、作品を通して、自己肯定感の向上をはかるとともに、展示や商品化、地域発信を行い社会との接点を創出する。また、屋外活動への参加、身体機能の維持を兼ね農耕作業を行う。生産活動を行いつつ、社会参加、生活能力の向上、余暇の充実をバランス良く配置した活動プログラムを実施し、利用者が主体的に活動を選択し、個々が役割を担い、地域の一員として生活できる力を育成することを目的とする。

活動内容

・アート活動の取組み（PC を使ったデザイン制作、額装、展示、SNS 掲載、商品化）

・オリジナルグッズ商品の開発と販売

利用者個性を表現したデザイン画等を活用し、オリジナル商品とする。

・農耕作業（大根、じゃが芋、枝豆、長葱など）作物の生産・管理作業

・体力づくりおよびスポーツ活動

・個々の課題に向けてソーシャルスキルトレーニングの実施

・ソーシャルスキルトレーニングを兼ね公共機関の利用、買い物外出など外出訓練

・地域イベントの参加、外部販売の実施

・食活動（収穫祭、菓子作り）

□週間スケジュール（案）

	月	火	水	木	金	土
午前	生産活動	アート活動	生産活動	アート活動	レクレーション	個別活動 環境整備
午後	身体活動	音楽活動	ICT活動	スポーツ活動	SST	余暇活動 個別活動

*スケジュールに記載はないが、屋外活動を取り入れる

□B 療育班

療育班の取り組みとして、①利用者個々の特性と目標に合わせた個別活動、②創造性や感性を育みながら季節感の充足を図る制作活動、③工賃に還元するための収益向上を目的とするオリジナルグッズ(鉛筆やキーホルダー等)制作、④健康増進・心身機能維持を目的とした軽運動と機能訓練、④楽しみながら社会性や協調性を学ぶレクレーションを行っていく。新たな取り組みとして、プラモデル・イラスト活動など種目を増やすことや、写真をパズルやビーズアートにすることで作業の拡充を図る。また、定期的買い物へ行く日を設けたり散歩へ行く時間を増やすなど、意図的に外出機会を増やしていく。オリジナルグッズ制作に関しても、これまでに携わったことがない利用者のできることを引き出し、新商品の開発へと繋げられるよう支援をしていく。既存の活動に止まらず、新たな作業活動の導入や外出機会を増やすことで、障害ゆえの経験不足や活動制限を補い、利用者個々が“新たな経験”をすることができQOLの向上へと繋げることができればと考える。

□B 作業班

作業班の取り組みとして、利用者の負担となりすぎない割り箸作業、広告作業を引き続き行っていく。役割を持つことで主体性や作業意欲を引き出せるよう支援していく。作業を行わない日は、①利用者個々の特性や目的に応じた個別活動、②健康維持を目的とした軽運動、③工賃に還元するための収益向上を目的とするオリジナルグッズ(キーホルダー等)制作、④楽しみながら社会性や協調性を学ぶレクレーションを行っていく。新年度からは、グッズの袋詰め、制作依頼中のピンズバッジのカプセル詰めを作業の一環として盛り込んでいく。個別活動に関しても、これまで実施してこなかった種目にて利用者の能力を再評価し、できることを増やししながら生活の幅を広げることができればと考える。

□週間スケジュール（案）

	月	火	水	木	金	土
午前	整容チェック 箸・広告 個別活動	箸・広告 個別活動 グッズ制作	箸・広告 個別活動 グッズ制作	箸・広告 個別活動 グッズ制作	箸・広告 室内清掃 個別活動	箸・広告 個別活動 制作活動
午後	箸・広告 軽運動	箸・広告 個別活動 制作活動	箸・広告 軽運動	箸・広告 個別活動 制作活動	箸・広告 レク	箸・広告 軽運動 映画鑑賞

*選択活動の有無により、変更することあり。

□各班の日課

時間	日課内容	備考
8:30	利用者受け入れ バイタル測定	町内便、川沿 GH 3 棟、登別便、苫小牧便 看護師を中心に実施
10:00	朝礼・ラジオ体操 午前の活動・入浴支援	利用者個々の耐久性に応じ、適宜休憩を入れる。
11:00	お茶休憩 排泄介助 口腔体操・多目的室へ誘導	
11:30	昼食・投薬	投薬は看護師・責任者が中心に行う。
12:00	休憩 口腔ケア・排泄介助 バイタル測定	余暇時間として、好みの動画・音楽鑑賞をする。 看護師を中心に実施
13:30	午後の活動	利用者個々の耐久性に応じ、適宜休憩を入れる。
14:45	お茶休憩・間食 排泄介助	
15:15	掃除・終礼・帰宅準備	
15:30	送迎・送り出し	川沿 GH 3 棟(15:30～) 登別便・苫小牧便(15:45～) 町内便(16:00～)

2) 機能訓練

利用者個々の身体状況を適切に評価し、維持・向上を目的に、可動域訓練、筋力トレーニング、歩行訓練などの機能訓練を実施していく。良姿勢保持や筋力維持・向上による起居移動動作の改善ができるよう努める。また改めて利用者のアセスメントを行い、利用者のできることをより明確にしていく。

3) レクリエーション

健康的な身体作りや利用者間のコミュニケーションの活性を目的に、野外フットサル場での運動プログラムやレクリエーションを計画、日光にあたり日中の活動量を増やす事で夜の安眠効果を促す。また、室内モニターや ipad など IT 設備を支援補助ツールとして使用、アプリケーション等を導入した運動、音楽活動、脳トレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等の取組みを実施する。

4) 選択活動

利用者ニーズの充足を目的に、多岐に渡る活動を計画します。機能維持や運動不足の解消を兼ね、楽しみながら参加ができる内容に工夫をします。各活動では、利用者個々の習熟度に応じて指導に配慮し、各利用者が目的を持って活動を継続していけるようにサポートをします。

- ・運動プログラム（エアロビクス・ヨガ・ボッチャ・ボクササイズ・ダンス・キャッチボール・卓球）
- ・音楽活動（電子ドラム・ギター・ハンドベル）
- ・文化的活動等（書道・麻雀・将棋・美容・菓子作り）
- ・技術的活動（パソコン教室・木工活動）

5) 余暇活動

余暇的活動として映画鑑賞、カラオケ等の活動を実施。レンタル事業（無料）については、利用者個々のニーズに応え各種映画や音楽、書籍ではトレンドやシリーズ物を取り揃えてきたが、遊べる多目的室として環境整備をした事から利用者の興味促進のために適宜情報提供を行い、幅広い活用を目指す。また、貸し借りのルール等の社会性を身に着ける事を意図とし、通所の楽しみの一つとして実施する。

なお、余暇活動として実施する内容については、この活動内容だけに限定せず、利用者のニーズ等を加味し、必要に応じて活動を増やしていくことも検討していきこの限りではない。

6) MIRAIE FARM

春季のいちご、夏季の夏野菜、冬季の葉物野菜の栽培を主として行う。ジェラテリアへの安定的な原材料供給に留まらず、来期の収益増を支えるべく、特にいちごの栽培、収穫、出荷の作業工程改善を図り、増産を目指す。夏野菜については、引き続き、苫小牧市内の仲卸業者と提携し、市内スーパーへの販売を継続する。また、ジェラテリア店舗内での販売や法人内給食事業部への供給を通し、安定した売り上げ確保を目指す。生産時期や天候に応じた収穫量の変化には、前述の販売経路を活用しながら柔軟に対応して販売ロスを最小限に抑えるとともに、作業工程の改善や市場価値の高い品種の増産など工夫を行ない、増収増益を目指す。その他、利用者の安全確保、作業効率の上昇、景観整備の観点から、ファーム内通路に石畳風のコンクリートを敷いて環境改善を行う他、就労部門では、農業等研修を計画し、ファーム運営・管理における基礎知識や実践技術の向上を目指したい。

【生産品目と作付時期】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いちご		←収穫		→	←苗作付	苗発注	←管理		→	←休眠		→
ほうれん草							←種作付				←収穫	→
小松菜							←種作付				←収穫	→
トマト	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
ミニトマト	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
ナス	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
米ナス	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
ピーマン	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
シシトウ	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
きゅうり	←苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注
長ネギ	苗作付	←管理		←収穫			→入替					←苗発注

【各ハウス生産スケジュール】

	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1番 ハウス	いちご		←収穫			←育苗付	育苗注	←管理		←休眠			
2番 ハウス	いちご		←収穫			←育苗付	育苗注	←管理		←休眠			
3番 ハウス	ピーマン	育苗付	←管理		←収穫			入替					←育苗注
	ナス												
	小松菜	収穫						種作付	←管理作業			←収穫	
	ほうれん草	入替											
4番 ハウス	トマト大	←管理		←収穫				入替					←育苗注
	トマト小	育苗付											
	小松菜	収穫						種作付	←管理作業			←収穫	
	ほうれん草	入替											
5番 ハウス	米なす	育苗付	←管理		←収穫								
	ししとう												
	長ネギ												
6番 ハウス	いちご		←収穫			←育苗付	育苗注	←管理		←休眠			

【売上目標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いちご	800,620 円	100,000 円	1,200,000 円
野菜	916,800 円	859,000 円	1,500,000 円
合 計	1,714,420 円	959,000 円	2,700,000 円

計画的な栽培・管理を目指していき、農業活動に係る資材や原材料費を除いた収益を工賃還元していきます。

7) 軽作業

愛泉園・ポプリ等の姉妹事業所との連携の中で、個々の利用者が取り組める作業活動を調整し、利用者個々が負担にならない程度の軽作業を実施していく。軽作業で生まれた収益は工賃として、生産活動に従事した利用者へ必要経費を差し引き利用者工賃規定に基づき還元する。

8) 体験プログラム

視野を広げた活動スタイルを目指し、地域とのつながり、社会とのつながり、自然とのつながりを持ち、より活動的、冒険的なプログラムとして構築。活動については、安全への配慮すべく点が多いため、安全管理やスケジュール管理、事前のミーティングを実施し対応する。活動内容については利用者の障がい特性や、行動パターン、安全意識等、活動が安全に実施できるか見定め実施可否を判断し実施する。費用については、「選択活動」は施設経費で賄い「体験プログラム」は内容により一部負担金を徴収する。

9) ジェラテリア&カフェの運営

ジェラテリア&カフェ事業は、生産活動の中核として位置付け、利用者の社会参加、役割の形成、生活能力の向上を目的とする。法人で生産しているカシス、いちご、自家焙煎珈琲等地場産素材を活かした「ジェラート」の製造・販売を行い、生産、収穫、加工、販売を一括に手掛ける。新しいメニュー開発やジェラートの地方発送、地域飲食店への卸売り販売等販路を拡充し、収益向上を目指す。開設3年目で基本的な運営体制は定着しており、4年目は運営の安定化を図るとともに、活動の質の向上と地域との関係強化に重点を置く。また、通年で見えた閑散期の課題に取り組むべく業務工夫や新規メニューの開発、イベントの計画等を行い、更に多くの人々と繋がる環境を整える。

活動内容

- ・利用者の役割および作業の維持構築
- ・定番メニューの整理および季節限定メニューの導入
- ・福祉イベント出店及び、近隣事業所との協働販売
- ・イベントの企画実施（フリーマーケット、季節セール）
- ・ふるさと納税返礼品登録の検討
- ・焼き菓子の種類を増やしてギフトセットの販売
- ・月1回の打ち合わせを実施し、メニュー開発の検討や衛生管理の徹底確認
- ・職員および利用者のカフェ視察研修
- ・担当職員の業務定着・育成
- ・近隣の施設（保育園・高齢者施設）への訪問販売。町の商工会や地域振興課と確認し、地域のイベント、近隣の学校祭等に参加（高校、大学、福祉系大学）
- ・Instagram、広報誌、地元新聞など広報誌への掲載での発信

【ジェラート&カフェ売上目標】

	品 目	1 日売上	1 か月売上	12 ヶ月売上
1.	ジェラート売上	40,000	930,000	11,160,000
2.	喫茶コーナー売上	10,000	230,000	2,760,000
3.	オリジナルグッズ売上	5,000	115,000	1,380,000
合 計			A 15,300,000 円	

【野菜・いちご売上目標】

	品 目	年 間
1.	野菜 ≪6 か月間≫	1,500,000
2.	いちご ≪2 ヶ月間≫	1,200,000
合 計		B 2,700,000 円

$$A+B=18,000,000 \text{ 円}$$

※昨年1ヵ月の平均営業日数に基づき23日で試算

・撮影機材の活用

選択活動の具体的取り組みについて情報発信手段として、「Instagram」「みらいえ本」の活用や、動画編集した DVD を活用し、保護者や見学者への情報提供の手段として活用していく。また、ジェラテリア&カフェに MIRAIE FARM の活動風景や、オリジナルグッズ制作様子の動画編集を行い、活動紹介映像として編集し、活動紹介や、販売商品の紹介映像を作成。デジタルサイネージとして設置し、情報を発信していく。

・社会体験プログラム

新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から参加人数制限、安全への配慮、実施するにあたり配慮すべき点が多々あるが、社会体験は利用者が年行事の中でも、メインイベントとして期待や、励みにしていることも多く、活動にしても「選択」することをみらいえの魅力の一つとして方針を打ち出している背景から、社会体験のスタイルについても、障がい特性や、医療的配慮、新型コロナウイルスの感染症状等社会情勢を鑑み断念せざるを得ない場合もあるが、支援者として出来ない視点からではなく、出来る視点から、可能性を見出し利用スタイルの自由度を広げていく必要があると考える。年間予算も限られている為、安全への配慮等、状況に応じた計画を検討していく。

1 0) 生活支援

利用者の健康状態把握のため、検温や血圧測定、定期の体重測定を実施するほか、日々の様子観察を含め体調の変化を早期発見できるよう心がける。また、健康診断（年 2 回）の実施では、血液検査などにて健康状態を把握し、結果を GH や各家庭に周知し、必要に応じて再検査の通知連絡や食事対応を実施する。その他、インフルエンザ感染拡大予防のため、予防接種を 11 月に実施。また、利用者の衛生保持を考慮し、個々のニーズや状況に合わせた入浴支援を実施する（注 1）。入浴時には、身体の異変を確認し、必要に応じて爪切りや顔剃りなどの整容を行う。食事に関しては、刻み食やとろみ食などの個別対応を実施（注 2）その他、減塩や低カロリー調味料を使用し、健康面に配慮した食事提供に努める。また、旬の食材を用い行事毎に合わせた季節感のある献立作成を行い、食事を提供していくうえで、適切な食材の保管や厨房器具の洗浄、消毒を行い、衛生的で安全な食事提供に心がける。

*注 1＝入浴設備に限りがあるため、自宅での入浴が困難などの事情を優先する。

*注 2＝アレルギーや病気のため、他利用者と別献立となる場合や特別な材料が必要な場合は、重要事項説明書に定める別料金の対象とするが、利用者の健康、社会参加のため出来る限り工夫を心がける。

1 1) 新型コロナウイルス他感染防止対策

感染症指針や感染症対応マニュアルを徹底し、新型コロナウイルス他感染症の流行が見られた際には、感染拡大対策に努める。

1 2) 川沿事業部

日中事業、共同生活援助事業、短期入所事業、特定相談事業、分け隔てなく円滑なサービス提供を行う為、令和3年4月より新たに「川沿事業部」を創設。定期的な会議を設け、互いに協力関係を強化し、共に成長していくことを目的とする。川沿事業部に各事業を統括する「部長」職を拝命、各事業部の代表と歩調を合わせることや、慣例に縛られず、支援の発展の為、互いに強調して業務にあたるものとする。

5、相談支援

本人、家族の相談については随時受け入れ、本事業所で出来ることについて検討する。また、個人情報に配慮しながら、本人が要望、了解した場合は、関係機関等への相談につなげる。

6、避難・防犯訓練の実施

令和4年3月白老町防災マップ（ハザードマップ）が更新され地震による津波が発生した場合、浸水予測範囲は、白老町住宅地全域にわたり深水する予測となっており、避難勧告が発令された場合、速やかに高台に避難する必要がある。

- ・自然災害を想定した避難訓練の実施（地震・火災・風水害）
- ・備蓄品の確認と更新
- ・非常時（火災・感染症）における事業計画の見直し
- ・不審者・不法侵入者等に対する防犯訓練を実施

7、虐待防止の取り組み

虐待防止法の遵守および身体拘束の適正化、権利擁護の推進

- ・虐待防止責任者を中心に職員の勉強会を実施し、虐待についての事例や内容について研鑽し、虐待防止及び権利擁護の為の措置を講ずる。
- ・年2回職員へ虐待防止自己チェックリストを実施し、職員へ指導を行う。
- ・ワクチン接種など身体拘束が必要な場合には、ご父兄に身体拘束の承諾確認を実施。

8、苦情解決に向けて

規定に従い苦情に対する対応を実施する。また、要望、相談など日々、利用者や家族などの声に耳を傾け、敏速な対応に心がける。

9、送迎サービス

利用者の障害特性や事故防止など必要に応じて自宅またはグループホームから事業所までの送迎を実施する。実施に当たり、送迎サービスの範囲及び料金は重要事項説明書による。

10、研修及びスキルアップ

利用者支援の権利擁護及び安全で質の高い支援提供のため、各種研修に参加し、知識の向上を目指す。事業所内研修では、虐待防止および身体拘束適正化、感染症対策等の研修を中心に支援技術の向上および専門性の強化を行う。

また、法人及び白老町の地域課題を踏まえ、制度改正や地域ニーズ変化への対応、

利用者支援の資質向上や職員の見識を広げる事を目的に、主たる職員は先進的事業の視察を行い、個々の職員が広い視野を持つことで、発想する力を付け、今後の事業に約立てることを目的とする。

1 1、個別支援計画

状況により随時個別支援計画の見直しを実施する。また、最低 6 ヶ月をめぐりにモニタリングを行い、必要に応じて個別支援計画の見直しを実施。その際、利用者本人との面談を実施、必要に応じて家族への参加をお願いする。

1 2、管理業務

事業所の目的に沿った運営に心がけ、健全な経営を行い、適正な会計処理を行う。

(1) 運営に関する会議

各種行事計画や利用者支援全般についての会議を開催する

- ・職員会議 ・支援会議 ・スタッフ会議 ・運営会議・共生型会議・川沿会議
- ・その他適宜

(2) 事務管理

随時、法人監事による内部監査にて点検を行い、さらに、会計事務所による任意監査を年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月の奇数月）、任意監査終了後、会計事務所及び法人事務員による事務部会の実施及び、理事長及び各施設長へ監査報告を行い、的確な経理処理と適正な予算執行を図る。また、自立支援費給付費の請求業務を迅速に実施する。

- ・事務処理の省力化及び効率化を図る
- ・事業所運営に関して研鑽を行う
- ・法人本部及び各事業所との報告、連絡、相談等、連携を図る
- ・職員の福利厚生を図る

(3) 事業所管理

- ・公用車の定期点検（15 名以上乗車の公用車の法定 3 ヶ月等）の実施及び交通事故防止の徹底を図る
- ・防火設備等の保守点検の依頼及び実施

(4) 衛生健康管理及び安全対策

- ・避難訓練（火災 1 回、地震・津波 1 回）の実施（避難マニュアルの作成等）
- ・防犯訓練の実施（年 1 回）
- ・年 1 回の健康診断の実施
- ・職員の連絡網の徹底
- ・【Line の活用】
- ・【Line works】の導入

(5) 広報活動

- ・法人機関紙「はあもにい」の発行（年 2 回 1 月・7 月【本部】）
- ・みらいえフォトブックの発刊（年 2 回=9 月・3 月）

- ・生活介護事情所みらいえパンフレット更新
- ・みらいえ周年記念DVD作成

1年間の記録した写真及び動画を編集し、一年間の事業報告として保護者に送付する。

- ・事業所の運営と情報開示を目的とした積極的な情報発信を行う。

サービスの質の向上のため、自己評価及び、内部監査において点検を行う。

また、適正なサービス管理とサービス費の請求業務を実施。

会計処理に対しては、会計事務所の任意監査を3ヶ月に1回受け、適正な会計処理であることを確認し、理事会へ報告する。

13. 実習受入

養護学校等に在籍をする生徒の体験実習や大学、専門学校等の単位実習取得に関わる受け入れを業務や支援に影響のない範囲で実施をする。

14. その他

- 1) 利用者の自主的な発想や行動を尊重する。
- 2) 利用者の家族会活動を支援すると共に、協力して利用者の豊かな地域生活を目指し障害福祉制度の改善や社会啓発に努力する。
- 3) 地域とのつながりや地域への貢献を重んじ、事業所として本事業以外の活動に対しても必要性を判断して可能な限り協力、参画する。また、職員の自主的な地域活動を推進する。

15、年間行事計画

【行事及び活動予定（案）】

実施日	内 容	備考
4 月	花見学	
5 月	桜見学	
6 月	DAY キャンプ（BBQ）	
7 月	夏季行事	
8 月	果物狩り	
	ご近所野菜市	
9 月	日帰り外出及び就労研修会	
	ご近所野菜市	
10 月	日帰り外出及び就労研修会	
	ハロウィーン	
11 月	クラフト体験行事	
12 月	クリスマス及び忘年会	
1 月	新年会	
2 月	節分	
3 月	利用者交流会	

4月							開所日 22日
月	火	水	木	金	土	日	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				

5月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

6月							開所日 22日
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						

7月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

8月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
				1	2		
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							

9月							開所日 22日
月	火	水	木	金	土	日	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

10月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

11月							開所日 22日
月	火	水	木	金	土	日	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30							

12月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

1月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	

2月							開所日 20日
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	

3月							開所日 23日
月	火	水	木	金	土	日	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

※行事その他により変更する場合がございます。その場合はあらかじめご連絡いたします。

←休み